

入札に参加する建設会社の皆さんへ

東京都では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成13年4月1日）を踏まえて、入札、契約並びに工事現場の施工体制の適正化対策を実施しています。この取組は、公共工事の品質確保はもちろんのこと、技術と経営に優れた企業が活躍できる、透明で競争性の高い市場環境の整備を目的として、入札・契約に関わる情報の公表や現場点検の強化により、不良不適格業者の排除等を進めるものです。

建設会社の皆さんには、ご理解とご協力をお願いいたします。

現場の施工体制の点検を実施します。

★技術者について

- (1) 主任技術者または監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）は、工事希望申し込みの3ヶ月以上前から雇用関係にある者に限ります。事業協同組合等においても監理技術者等は、組合と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。
- (2) 監理技術者については、監督員や発注者関係職員から監理技術者資格者証及び監理技術者資格者証の裏面に貼付けされる監理技術者講習修了履歴の提示を求められた場合は提示してください。
- (3) 建設業法において専任を要する監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、主体的に施工管理を実施しなければなりません。やむを得ず現場を離れる場合にも、工事状況を常に把握し、当該工事現場で当該監理技術者等を補佐している者に適切な指示を与えておくとともに、いつでも連絡できるように連絡先を明確にしてください。
- (4) 受注者は、工事の規模・内容等により、工事の適切な履行を確保する上で必要があるときは、監理技術者等を支援する他の技術者を配置してください。
- (5) 「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等）を行うことが職務です。そのため、**所属営業所に常勤していることが原則**となります。

ただし、例外的に、**以下の全ての要件を満たす場合**には、現場配置技術者への兼務が可能です。

- ①「該当技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること」
 - ②「現場配置技術者の専任が求められない工事であること」
 - ③「所属する営業所で契約締結した工事であること」
 - ④「所属する営業所での職務が適正に遂行できる程度に近接した工事現場であること」
 - ⑤「所属する営業所と常時連絡が取れる状態であること」
- (6) 建設業法第26条の4には、主任技術者や監理技術者の果たすべき職務が明記されています。当該工事の主たる工種と類似した工事の経験を有する監理技術者等を配置してください。経験が浅く、職務の果たせない監理技術者等が配置された場合、一括下請負の疑義があると判断される場合がありますので注意してください。

★施工体系図について

- (1) 施工体系図は、下請金額の総額の大小にかかわらず、すべての工事について工事現場に掲示し、写しを監督員に提出してください。

★コリンズ登録について

- (1) 請負金額が500万円以上の工事では、受注・変更・完了・訂正時に工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、「工事实績情報」を作成し、監督員の確認を受けたいえ、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）へ登録申請してください。

登録申請が遅れた場合、建設業法違反（監理技術者等の専任違反）と判断されることがあります。

★その他

- (1) 下請負者が、請け負った工事について執行調整や施工管理等の管理業務のみを行い、工事業務のほとんどすべてを再下請負に付することを、原則として受注者は認めてはなりません。
- (2) 受注者は、主たる工種に係る主要な材料については、原則として受注者自らが調達しなければなりません。
- (3) 建設業許可を受けたことを示す標識、労災保険関係成立を示す標識、建設業退職金共済制度（建退共）適用事業主工事現場を示す標識、施工体系図を工事現場に掲示してください。
- (4) 500万円以上（建築一式工事の場合は1,500万円以上）（受注者が調達した材料を提供する場合には、材料費等分も含む。）の建設工事を下請負に付す場合、建設業許可を有している会社を選定してください。許可を有さない会社との下請負契約の締結は建設業法違反となりますので注意してください。
- (5) 受注者は、工事現場の安全管理を徹底するため、日々の作業開始前、従事する労働者の員数、安全衛生責任者等の駐在状況のほか建設機械等の機械設備を把握し、当日の作業内容、注意事項等を工事関係者へ周知・徹底することが必要です。
- (6) 建設業法等に抵触する行為が確認された場合は、当該契約を解除することがあります。また、営業停止命令、建設業許可の取り消しなどの行政処分を受けることがありますので注意してください。



東京都建設局